

Q11 認可地縁団体ってなんですか？

地縁による団体（区・自治会など）が集会所などの不動産を保有している場合、区・自治会の区長名義や区民の共有という形で不動産の登記が行われていることが少なくありません。ところがこうした個人名義での登記では、名義人が転居や死亡などにより区・自治会等の構成員でなくなったときに、名義の変更や相続などの問題を生じることになります。こうした問題に対処するため、平成3年に地方自治法の一部が改正され、区・自治会などが一定の要件を満たすことによって法人としての認可を受けることができ、認可地縁団体名義での不動産登記や税金の減免を受けることが可能となりました。

地方自治法第260条の2において法人格付与の対象となるのは『地縁による団体（地縁団体）』（区、自治会、町内会などの団体）です。地縁による団体は「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」と定義され、認可された地縁による団体を「認可地縁団体」といいます。

認可要件

認可地縁団体となるためには、市長の認可を受ける必要があります。

認可の要件としては以下のとおりです。

- (1) 地縁による団体のある区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理など、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていると認められること。
- (2) その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。
- (3) その区域に住所のあるすべての個人が構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。
- (4) 規約を定めていること。

認可地縁団体についても原則課税されますが、公益のために直接占有する固定資産（有料で使用する場合を除く）や収益事業を行っていない場合の法人市民税は、減免の対象となりますので、納期限までに市へ減免申請してください。（詳しくは、48ページ以降のQ12及びQ13をご参照ください。）

※法人県民税等の減免は、県税事務所へお問い合わせください。

【問合せ先】

地域づくり推進課 内線 301

年 月 日

鹿嶋市長 様

(認可を受けようとする地縁による団体の
名称及び所在地)

名 称
所在所
(代表者の住所及び氏名)
住 所
氏 名

認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添の書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規 約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 保有資産目録又は保有資産予定目録
- 5 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っている事を記載した書類
- 6 申請者が代表者である事を証する書類
- 7 区域図(地縁団体の区域を表示した図面)

Q12 区・自治会が認可地縁団体を設立した後、どのような手続きが必要ですか？

- 1 区長の変更等により代表者が変更となった場合、代表者の変更の届け出が必要となります。また、印鑑の登録も再度必要となります。

【代表者変更に必要な書類】

- ・ 告示事項変更届出書
- ・ 代表者の就任承諾書
- ・ 変更があった旨を証明する書類（総会議事録の写しなど）

【印鑑の登録】

- ・ 地縁団体印鑑登録申請書
- ・ 代表者の個人印（印鑑登録されたもの）
- ・ 印鑑証明書（発行手数料は減免ができます。印鑑登録カード（市民カード）を持参のうえ申請手続きをする前に地域づくり推進課へお越しください）
- ・ 登録している団体印

2 法人税の減免手続

地方自治法第260条の2第1項の規定に基づき認可を受けた認可地縁団体で、収益事業を行わない団体に限り、法人税（均等割）が減免の対象となります（※）。減免を受けようとする方は、事業年度終了後、2カ月以内（＝納期限と同様）に市税の減免申請書を提出する必要があります。

※法人税割は非課税となっています。

【提出書類】

- ①市税減免申請書（様式第84号（その2））
- ②確定申告書（第二十号様式 提出用）
- ③法人市民税納付書
- ④事業報告書・決算書・総会資料等（収益事業を行っていないことの証拠書等）
- ⑤代表者・住所等の変更があった場合のみ…法人の設立等に関する申告書（異動届）

※上記書類は、事業年度終了後の翌営業日に、代表者へお送りしています。

【問合せ先】

地域づくり推進課 内線 301

税務課（法人市民税）内線 263

（固定資産税）内線 265・266

認可地縁団体一覧

令和7年4月1日現在

番号	団体名	認可年月日	所在地	代表者名
1	鹿嶋市大字須賀区	H13.1.17	須賀547番地	小堤 守
2	鹿嶋市大字谷原区	H13.7.11	谷原530番地	野口 和夫
3	鹿嶋市大字武井釜区	H13.11.13	武井釜309番地	安重 昇
4	鹿嶋市大字根三田区	H14.4.1	根三田788番地	谷田川 康
5	鹿嶋市荒野前組	H14.4.8	荒野57番地2	内田 重夫
6	峰山台区	H14.7.16	青塚1052番地14	依嶋 友男
7	小山区	H15.9.16	小山160番地	野口 金次郎
8	鹿嶋市大字爪木区	H15.9.29	爪木257番地1	君和田正也
9	鹿嶋市平井押合区	H16.4.9	港ヶ丘1147番地25	吉田 博
10	鹿嶋市須賀宮中野区	H16.8.9	宮中3859番地11	入江 信行
11	安崎区	H18.2.23	鹿嶋市宮中827番地1	伊東 照良
12	鹿嶋市角折区	H18.3.7	鹿嶋市大字角折1448番地1	河野 敏夫
13	鹿嶋市志崎区	H18.4.7	志崎590番地	飯島 隆太郎
14	鹿嶋市平井丘区	H19.12.17	平井1359番地52	江部 勇伸
15	鹿嶋市平井別荘区	H20.12.15	平井1343番地1	渡邊 勝男
16	鹿嶋市猿田区	H21.1.16	猿田161番地	大村 晟
17	鹿嶋市港ヶ丘区	H21.3.30	港ヶ丘1丁目13番地13号	宮内 敏夫
18	奈良毛区	H21.4.24	奈良毛373番地2	袴塚 喜博
19	鹿嶋市清水区	H21.4.28	清水199番地1	黒澤 一男
20	鹿嶋市長栖区	H23.3.23	長栖343番地	大久保 新一
21	共栄区	H23.8.4	武井2092番地17	日向寺 明
22	鹿嶋市荒野区	H24.2.15	荒野56番地2	橋本 源之助
23	三笠北区自治会	H26.4.22	宮中2333番地194	正田 壽
24	鹿嶋市掛崎区	H27.3.26	津賀642番地	須賀田 憲彦
25	鹿嶋市額賀区	H27.3.31	武井385番地1	中川 貞雄
26	鹿嶋市津賀区	H27.6.2	津賀1153番地2	山本 保志
27	天朝井戸区	H28.4.24	青塚1179番地9	田口 稔
28	鱈川区	H29.3.7	鱈川401番地	笠貫 晃
29	鹿嶋市宮中南区	H29.8.8	宮中103番地1	高木 克孝
30	鹿嶋市沼尾区	H30.2.1	沼尾918番地	生井澤 基博
31	緑区	H31.1.25	緑ヶ丘1丁目10番地22	小堀 純
32	荒野台区自治連合会	R4.5.25	荒野1573番地7	西塚 保男
33	神野附区自治会	R4.8.25	宮中4703番地15	宇田 一男
34	立原区自治会	R5.4.12	和1826番地1	津田 吉巳
35	鹿嶋市清水新田区	R5.9.1	清水1715番地2	黒沢 浩